

伴走支援型特別資金

(新型コロナウイルス感染症等により事業に影響を受けた中小企業者のための融資)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、早期に経営の改善を図ることを目的とした国の保証制度を活用し、「伴走支援型特別資金」を設けております。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となる場合がありますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

<伴走支援型特別資金>

■ **対象者**：県内に事業所を有する中小企業者

：次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」）を策定した者

(1) セーフティネット保証4号による認定を受けた者

(2) セーフティネット保証5号による認定を受けた者

(3) 次のいずれかに該当する者

- ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
- ②最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
- ③最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
- ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
- ⑤最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- ⑥最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。

■ **融資限度**：運転資金、設備資金1億円（併用時は1億円限度）

■ **融資期間**：一括返済の場合 1年以内とする。

：分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）とする。

■ **返済方法**：一括返済、分割返済

■ **融資利率**：固定 年1.5%以内

■ **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

- ・ (1) 及び (2) の場合

：借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助

- ・ (3) の場合

：借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助。

<保証料率及び補助率>

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国 保証料補助率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%
事業者負担	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

※責任共有制度の対象除外となる場合に関しても事業者負担料率は同様とする。

※経営者保証免除対応の場合、各保証料率及び補助率に0.20%を上乗せする。

※条件変更保証料は、補助対象外です。

■ **担 保**：審査により必要になる場合があります。

■ **保 証 人**：原則、法人代表者以外は不要

■ **取扱期間**：令和6年6月30日融資実行まで

■ **申込み先**：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。

※制度内容等に関しては、福島県信用保証協会においてもご相談いただけます。